



~制度調査部情報~

2004年12月9日 全12頁

銀行による証券仲介業解禁 と弊害防止措置

制度調査部
横山 淳

2004年証取法改正

【要約】

2004年証取法改正法により、12月1日から銀行等についても証券仲介業（証券代理店）が解禁される。

2004年11月26日、金融庁は、銀行等による証券仲介業解禁に伴う弊害防止措置の細目を定める内閣府令を公布した。

具体的には、融資業務部門と証券仲介業務部門との情報隔壁や、証券発行によって調達された資金が自己への債務の弁済に充てられる場合の説明義務などが定められている。

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 . 証券仲介業（証券代理店）とは | 2 |
| 2 . 銀行等による証券仲介業務の解禁 | 2 |
| 3 . 銀行等による証券仲介業務解禁に伴う弊害防止措置 | 3 |
| (1)概要 | 3 |
| (2)不公正取引等の禁止関連 | 4 |
| (3)適合性原則等関連 | 6 |
| (4)兼業等に伴う利益相反の禁止関連 | 8 |
| (5)アームス・レンゲス・ルール関連 | 10 |
| 4 . 預金との誤認防止 | 11 |
| 5 . 銀行等に証券仲介業務を委託する証券会社に対する規制 | 11 |
| 6 . 施行期日 | 12 |

はじめに

2004年6月2日、通常国会（第159回国会）で「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が可決・成立し、6月9日に公布されている¹。

改正法の内容は多岐に渡るが、主要な項目をまとめると次のようになる。

有価証券報告書等の虚偽記載などに対する民事責任強化

課徴金制度の創設

¹ 改正法の原文は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/houan/houan.html>) に掲載されている。

最良執行義務の導入
T O B 制度の見直し
目論見書制度の見直し
銀行等による証券仲介業務の解禁
「有価証券」の範囲（組合型ファンドも有価証券規制の対象に）

本稿では、これらのうち「銀行等による証券仲介業務の解禁」と、それに伴う弊害防止措置を定める内閣府令（2004年11月26日公布）の概要を紹介する。

1. 証券仲介業（証券代理店）とは

証券仲介業とは、証券会社と顧客との間の証券取引の仲介を行う業務で、2004年4月1日に解禁された²。その業務の性格が保険の代理店と似ていることから、「証券代理店」とも呼ばれている。

証券取引法では、具体的に、証券仲介業（証券代理店）を次のように定めている（証取法2）。

証券会社、外国証券会社、登録金融機関（銀行等）の委託を受けている。

上記 の委託を受けた証券会社等のために、次の行為のいずれかを行う。

有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く）の媒介（ ）

証券取引所・外国証券取引所等における取引の委託の媒介

有価証券の募集・売出しの取扱い、私募の取扱い

（ ）いわゆる PTS 業務（証取法第2条第8項第7号）に該当する場合を除く

証券仲介業（証券代理店）を営むためには、金融庁に「証券仲介業者」として登録する必要がある。ただ、一定の要件を充たしておれば、「証券仲介業者」登録は法人に限定されておらず、個人登録も可能である。つまり、例えば、FP、会計士、税理士、保険営業員などが、証券会社と契約を結んで、証券仲介業（証券代理店）を行うというケースも考えられる。

事実、金融庁が公表している登録証券仲介業者一覧³を見る限り、ローソン（コンビニエンスストア）などの法人業者と並んで、FPやコンサルタントと推測される個人業者も多数登録されている。

2. 銀行等による証券仲介業務の解禁

2004年4月1日に解禁された証券仲介業であるが、当初は銀行等が営むことは認められていなかった。銀行等の金融機関による証券仲介業者登録が認められていないためである（証取法第66条の2）。

² （銀行等以外による）証券仲介業については、拙稿「証券仲介業（証券代理店）」（2003年6月12日付DIR制度調査部情報）参照。

³ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/chuukai.pdf>）に掲載されている。

今回の改正法により、銀行等による証券業務の原則禁止を定めた証券取引法第65条が大幅に改正された⁴。その結果、銀証分離の証券取引法第65条の例外となる「銀行等による証券業務」（例えば、投信窓販など）の一つとして証券仲介業務も加えられることになった（証取法65三八、四八）。

つまり、改正法が施行された2004年12月1日からは、「銀行等による証券業務」の一貫として銀行等も「証券仲介業務」を営むことが可能となったのである。

銀行等が「証券仲介業務」を営むためには、原則として、内閣総理大臣（実際は金融庁長官）に登録を行って「登録金融機関」となる必要がある⁵（証取法65の2）。

ただし、金融庁の担当官の解説によれば、既に投信窓版などに関連して「登録金融機関」となっている銀行等については、改めて登録手続をおこなう必要はなく、業務方法書の変更届出を行えばよいとされている⁶。

3. 銀行等の証券仲介業務解禁に伴う弊害防止措置

(1) 概要

「銀行等による証券業務」の一つとして位置づけられたことにより、証券仲介業務に関しては、銀行等やその役職員に対して次のような義務・規制が課される（証取法65の2）。

顧客に対する誠実義務（証取法33）（1）

取引態様の事前明示義務（同38）

取引の概要等を記載した書面の交付（同40）

取引報告書の交付（同41）

不公正取引等の禁止（断定的判断の提供による勧誘禁止など、同42）（1）

損失補填等の禁止（同42の2）（2）

適合性原則等（同43）

最良執行義務（同43の2）（3）

兼業に伴う利益相反の禁止（同44）（1）

アームス・レンゲス・ルール（同45）（1）

顧客の資産の分別保管（同47）

顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（同47の2）

⁴ 近時の銀証分離を定めた証券取引法第65条の変遷については、拙稿「銀行による証券業務の変遷」（2004年6月2日付DIR制度調査部情報）参照。

⁵ なお、銀行等が証券仲介業者となることは、なお認められない。つまり、銀行等は証券仲介業者としてではなく、登録金融機関として証券仲介業を営むこととなる。

⁶ 田原泰雅（金融庁総務企画局市場課市場企画管理官）・端本秀夫・谷口義幸・吉田修（金融庁総務企画局市場課課長補佐）「証券取引法等の一部改正の概要」（商事法務No1703、2004年7月15日）p.6。

営業報告書の提出等（同 49）

各種の監督（同 55、56、56 の 3~4、57、58、61、62、63~64 の 9）

- (1) 銀行等のみでなく、その役職員に対しても課されている。
- (2) 銀行等のみでなく、その顧客が要求することも禁じられている。
- (3) 改正法で新たに設けられた規制で現時点では未施行（2005 年 4 月 1 日施行）。

これらのうち、特に、「不公正取引等の禁止」、「適合性原則等」、「兼業に伴う利益相反の禁止」、「アームス・レングス・ルール」については、銀行等による証券業務の弊害防止のため、詳細な規制が「金融機関の証券業務に関する内閣府令」（以下、金融機関府令）によって定められている。

以下、これらの 4 項目の弊害防止措置について、11 月 26 日付で改正された金融機関府令に基づいて説明する。

(2) 不公正取引等の禁止関連

銀行等による証券業務に当たっては、証券会社及びその役職員に対する次のような規制が準用されている。つまり、証券仲介業務を営む銀行等及びその役職員に対しても同様に規制が課され、違反者は業務停止等の行政処分の対象となる。

(1) 断定的判断の提供による勧誘の禁止（証取法 42 一～四）

- (2) 取引一任勘定の禁止（同 五～六）
- (3) 大量推奨販売の禁止（同 七）
- (4) フロントランニングの禁止（同 八）
- (5) 相場操縦行為の禁止（同 九）(1)
- (6) その他内閣府令で定める行為の禁止（同 十）

- (1) 2004 年改正法で追加された項目
- (2) 上記に該当する場合でも、適用除外が認められるケースもある。

これらのうち「その他内閣府令で定める行為」として、銀行等の証券業務に関して禁止される具体的な行為は、次のように定められている（金融機関府令 21）。

有価証券の売買等について虚偽表示又は重要事項につき誤解を生じるような表示

顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

作為的相場形成

顧客の注文動向など職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求目的での有価証券の売買等（ 1 ）

インサイダー取引規制違反のおそれがある取引などの受託の禁止

顧客に対して発行会社の法人関係情報（ 2 ）を提供して勧誘する行為の禁止

専ら現に保有している特定銘柄の有価証券の大量推奨販売（ 3 ）

専ら現に保有している特定銘柄の有価証券の売買に係るオプションの付与を目的とした大量

推奨販売

特定かつ少数銘柄の有価証券の売買に係るオプションの取得等の大量推奨販売で、その有価証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

特定かつ少数銘柄の有価証券等の大量推奨販売で、そのオプションの公正な対価の額の形成を損なうおそれがあるもの

取引一任契約に関するフロントランニング行為

予め顧客の同意を得ずに、その顧客の計算により有価証券の売買等を行う行為

証券仲介業務の委託元の証券会社（以下、委託証券会社）が引受人となる有価証券の発行に関して、その証券発行による調達資金が、その証券会社の親会社・子会社などに対する債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げずに次の証券仲介行為を行うこと。

売買の媒介（委託証券会社が引受人となった日から6ヶ月以内の売却に限る）

募集等の取扱い

- (1) 役職員が対象。
- (2) 法人関係情報とは、上場会社等の運営・業務・財産に関する未公表の重要な情報で、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの、並びに、公開買付等の実施・中止の決定に関する未公表情報をいう。
- (3) 改正金融機関府令では、銀行等が証券仲介業者に委託して勧誘する行為も禁止対象として明記されている。

改正金融機関府令で追加されたのは、上記のうち下線を付した部分であり、整理すると次のようになる。

インサイダー取引規制違反のおそれがある取引の受託禁止()

法人関係情報を提供した勧誘の禁止()

大量推奨販売禁止規定の大幅拡充(~)

顧客の同意を得ない売買等の禁止()

証券発行による調達資金が、委託証券会社の親会社等への弁済に充てられる場合の告知義務()

なお、のケースは、例えば、X社がY証券を引受人として証券を発行し、それによって調達した資金をY証券の親会社Y銀行への債務の弁済に充てたとする。この場合、Y証券を委託証券会社として証券仲介業務を営むZ銀行(Y銀行とは別の銀行)がその事情を知った上で、このX社証券について募集等の取扱いなどを行うためには、その事情を顧客に説明する義務がある、ということである。

当初案では、全ての証券仲介行為について告知義務の対象としていたが、最終的な改正金融機関府令では、「証券取引所・外国証券取引所等における取引の委託の媒介」については告知義務から除外されている。

なお、証券仲介業務を行う銀行自身の債務の弁済に充てられるケース(つまり、Y銀行とZ銀行が同一の銀行となるケース)については、別途、後述する「(5)兼業等に伴う利益相反の禁止関連」で規制されている。

(3)適合性原則等関連

銀行等による証券業務に当たっては、証券会社に対する「適合性原則」（証取法 43）が準用されている。具体的には、有価証券の売買等について「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護にかけることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること」とならないように業務を営む必要がある。

同時に、「業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生じるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況」とならないようにする義務も課されている（違反者は業務停止等の行政処分の対象）。

ここでいう「内閣府令で定める状況」として、銀行等の証券業務に関して禁じられている具体的な内容は、次のように定められている（金融機関府令 27）。

予め顧客の注文内容について確認しないで、頻繁にその顧客の計算により有価証券の売買等をしている状況

不特定多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等について委任を受けている者（法令に準拠して行う者を除く）からの注文を、各投資者の計算において行う取引であることを知りながら、予め個々の投資者の意思を確認せずに受託している状況

法人関係情報の管理、顧客の有価証券の売買等に関する管理が、法人関係情報についての不公正取引の防止に十分でないと認められる状況

証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役職員が、非公開融資等情報を1)自ら取得して若しくは融資業務に従事する役職員から受領して、証券仲介業務の勧誘を行っている状況（事前に書面による同意を得ている場合を除く）

業務に関する帳簿の不作成・不保存

顧客の有価証券の売買等に関し、受渡状況その他の必要情報を通知していない状況

投信の乗換えの勧誘に際し、顧客に乗換えに関する重要事項について説明を行っていない状況

（証券仲介業務による）募集等の取扱いにより社債等を取得させようとする際に、申込期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客に対して説明を行っていない状況

作為的相場形成を防止するための売買管理が十分でない状況

電子情報処理組織（コンピュータ・ネットワーク）の管理が十分でない状況

委託先の証券仲介業者に対する法令違反防止措置が十分でない状況（ 2 ）

委託先の証券仲介業者の事故について損失補填を行うための適切な措置を講じていないと認められる状況（ 2 ）

委託先の証券仲介業者に顧客に対する金銭・有価証券の受渡しを行わせている状況（ 2 ）

事前に書面による同意を得ることなく、顧客情報を委託先の証券仲介業者に提供している、又は委託先の証券仲介業者から取得した顧客情報をを利用して有価証券の売買等を勧誘している状況（ 2 ）

事前に書面による同意を得ることなく、顧客情報を証券仲介業務の委託証券会社に提供している、又は委託証券会社から取得した顧客情報をを利用して有価証券の売買等を勧誘している

状況（一定の場合を除く）

予め顧客に次の事項を明らかにせずに、証券仲介行為を行っている状況

委託証券会社が2社以上ある場合に、委託証券会社により取引の支払金額・手数料が異なる場合は、その旨

顧客の取引の相手方となる委託証券会社の商号又は名称

投資顧問業を営む場合において、投資顧問業の顧客に対して証券仲介行為を行う場合は、その証券仲介行為によって得ることとなる報酬の額

- (1) 非公開融資等情報とは、次のものをいう（金融機関府令 27 四）。

融資業務に従事する役職員が職務上知り得たその顧客（有価証券の発行会社）の営む事業に係る未公表情報その他の特別な情報で、証券仲介業務に従事する役職員が勧誘するその有価証券に係る顧客（投資家）の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの

証券仲介業務に従事する役職員が職務上知り得たその顧客（投資家）の有価証券の売買等に係る注文動向その他の特別な情報で、その有価証券の発行会社にかかる融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの

- (2) 銀行等が他の証券仲介業者を利用しているケースを想定している規制。銀行等自身が証券仲介業務を営むケースとは直接の関係はないものと考えられる。

- (3) 上記に該当する場合でも、適用除外が認められるケースもある。

改正金融機関府令で追加されたのは、前記のうち下線を付した部分であり、整理すると次のようになる。

情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）に関する規制（ ）

証券仲介業務に伴う顧客への説明義務に関する規制（ ）

情報隔壁に関する規制の では、融資業務部門と証券仲介業務部門の双方を統括する役職員が、融資関連情報を利用して証券仲介業務の勧誘を行うことを禁止している。

更に、改正金融機関府令の公布と同日（11月26日）に公表された改正「事務ガイドライン」⁷では、次のような規制も設けられている。

5-3-1 登録金融機関業務に係る留意事項

- (5) 証券仲介業務を行う登録金融機関にあっては、

証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、
イ 融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する者に提供しないこと。

ロ 証券仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用し、又は融資業務に従事する者に提供しないこと。

（以下、略）

つまり、金融機関府令と事務ガイドラインを合わせれば、融資業務部門と証券仲介業務部門の双方を統括する役職員については、以下の行為が（事前の書面同意がない限り）原則禁止されることとなる。

⁷ 正式名称は、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」である。金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/guide/guide.html>）に掲載されている。

- 融資業務関連情報を用いた証券仲介業務
- 証券仲介業務関連情報を用いた融資業務
- 融資業務関連情報の証券仲介業務担当者への提供
- 証券仲介業務関連情報の融資業務担当者への提供

なお、直接、融資業務部門と証券仲介業務部門との間（統括部門を経由しないケース）における情報隔壁については、後述「(4)兼業等に伴う利益相反の禁止関連」で規制される。また、銀行等とその親子法人等との間の情報隔壁については、後述「(5)アームス・レンゲス・ルール関連」で規制される。

また、説明義務に関する規制についても、特に は、銀行等が企業の信用情報などを入手しやすい立場にあることを考えれば、重要な意味を持つことができるだろう。

(4)兼業等に伴う利益相反の禁止関連

銀行等が証券業務を営むに当たっては、他の業務との利益相反の観点から、次のような証券会社及びその役職員に対する規制が準用されている。つまり、証券仲介業務を営む銀行等及びその役職員に対しても同様に規制が課され、違反者は業務停止等の行政処分の対象となる。

- (1) (投資顧問業を兼営する場合) 投資助言又は運用指図等に基づいて行われる有価証券の売買等に関する情報を利用した次の行為の禁止
 - 自己の計算における有価証券の売買等
 - 他の顧客に対する有価証券の売買等の勧誘
- (2) 金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等を行うことの禁止
- (3) 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は登録等業務の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

ここでいう「内閣府令で定める行為」として、銀行等の証券業務に関して禁じられる具体的な行為は、改正金融機関府令において次のように定められている⁸（金融機関府令 27 の 2）。言うまでもなく、銀行等による証券仲介業務についても、これらの規制が課されることとなる。

信用の供与の条件として、取引を行う又は取引を勧誘する行為

自行に対して借入金債務を有する者の有価証券の発行について、その証券発行による調達資金が、その借入金債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げずに次の証券仲介行為を行うこと

売買の媒介（委託証券会社が引受人となった日から 6 ヶ月以内の売却に限る）
募集等の取扱い

自分がメインバンクとなっている者が有価証券を発行する場合に、その旨を顧客に告げることなく次の証券仲介行為を行うこと。

⁸ 内閣府令委任は、今回の改正法で初めて準用されることとなった。つまり、今回の改正金融機関府令で初めて導入されるものである。

売買の媒介（委託証券会社が引受人となった日から 6 ヶ月以内の売却に限る）
募集等の取扱い

証券仲介業務に従事する役職員が有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役職員から受領し、又は融資業務に従事する役職員に提供すること（予め書面による同意がある場合などを除く）。

次に掲げるものを結了させ、又は反対売買を行わせるため、別の顧客に対して有価証券の売買等を勧誘する行為

投資助言、投資一任契約に基づいて行われる有価証券の売買等

信託契約に基づいて信託をする顧客の計算において行った有価証券の売買等

投資助言、投資一任契約に基づいて行われる有価証券の売買等に関する情報をを利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買等を行う行為

次の情報のうち、銀行等による証券業務以外の業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るために、証券業務に関する取引をする行為

有価証券の発行者の法人関係情報

銀行等による証券業務に係る顧客に関する非公開情報（ ）

確定拠出年金運営管理業に関連して、

加入者の運用の指図に関する情報を利用した自己の計算による有価証券の売買等

加入者の運用の指図に関する情報を利用した他の顧客に対する売買等の委託の勧誘

加入者の運用の指図に基づいて行った有価証券の売買を結了させるための他の顧客に対する有価証券の売買の勧誘

() ここでの非公開情報とは、銀行等の役職員が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文動向その他特別の情報をいう。

これらのうち、（ ）については、元来「(2)不公正取引等の禁止関連」で規定されていたもの（改正前金融機関府令 21）が、移動したものである。

前記（ ）は、銀行等による証券仲介業務の解禁を巡る議論の中で特に問題となつた、融資業務と証券仲介業務の利益相反に関する弊害防止措置である。

まず、（ ）は利益相反が生じている事情の顧客への説明義務である。つまり、証券発行によつて調達された資金が自己への債務の弁済に充てられる場合には、その事情を顧客に説明する義務が課される（ ）。自己が発行会社のメインバンク（主たる貸出先）である場合には、債務の弁済に充てられるか否かに関わらず、その旨を顧客に説明する義務が課される（ ）。

ただ、当初案では、全ての証券仲介行為について告知義務の対象としていたが、最終的な改正金融機関府令では、「証券取引所・外国証券取引所等における取引の委託の媒介」については告知義務から除外されている。

（ ）は、融資業務と証券仲介業務の情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）に関する規制である。両者の間での非公開融資等情報の授受が原則禁止される。

更に、改正金融機関府令の公布と同日（11月26日）に公表された改正「事務ガイドライン」では、証券仲介業務の登録申請について、次のような留意点を挙げている。

5-2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関からの登録申請に係る留意事項

(5)証券仲介業務を行う登録金融機関にあっては、証券仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断すること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る）の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めること。

() 下線部は筆者による。

つまり、証券仲介業務の登録に当たっては、両部門の分離、担当者の明確化、社内規則の整備などの措置が求められていることになる。

なお、融資業務部門と証券仲介業務部門の双方を統括する役職員に関する情報隔壁については、前出「(3)適合性原則等関連」で規制されている。また、銀行等とその親子法人等との間の情報隔壁については、後述「(5)アームス・レンゲス・ルール関連」で規制される。

(5)アームス・レンゲス・ルール関連

証券会社及びその役職員に対しては、親子会社関係などを利用した取引が行われて市場機能がゆがめられることなどを防止する観点から、一定の規制が課されている。銀行等が証券業務を営む場合についても、次の規制が準用されている。つまり、証券仲介業務を営む銀行等及びその役職員に対しても同様に規制が課され、違反者は業務停止等の行政処分の対象となる。

- (1)通常と異なる取引条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、親法人・子法人等と有価証券の売買等を行うこと（いわゆる「アームス・レンゲス・ルール」）
- (2)親法人等又は子法人等との間で証券業に関する契約を締結することを条件として、銀行等が顧客に対して信用を供与しながら、その顧客との間で証券仲介行為をすること。
- (3)その他親法人・子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

ここでいう「内閣府令で定める行為」として、銀行等の証券業務に関して禁じられる具体的な行為は、改正金融機関府令において次のように定められている⁹（金融機関府令 27 の 4）。言うまでもなく、銀行等による証券仲介業務についても、これらの規制が課されることとなる。

銀行等との間で証券業務に関する契約を締結することを条件として、その親法人等・子法人等が顧客に対して通常よりも有利な取引条件で資産の売買等を行っていることを知りながら、その銀行等がその顧客との間で契約を締結すること。

親法人等又は子法人等である証券会社が有価証券の引受人となった日から 6 ヶ月以内に、顧客にその有価証券の買入代金の貸付けその他信用供与を約して、証券仲介行為を行うこと。

銀行等とその親法人等・子法人等（一定のものを除く）との間での次の情報の授受（予め書面による同意がある場合などを除く）

親法人等・子法人等への顧客の有価証券売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供

⁹ 内閣府令委任は、今回の改正法で初めて準用されることとなった。つまり、今回の改正金融機関府令で初めて導入されるものである。

親法人等・子法人等からの有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（1）の受領
親法人等・子法人等（一定のものを除く）から取得した顧客に関する非公開情報（2）（書面による同意を得ずに提供されたものに限る）を利用した有価証券の売買等の勧誘
何らの名義によってするかを問わず、アームス・レンゲス・ルールの脱法行為を行うこと

- (1) 非公開融資等情報とは、次のものをいう（金融機関府令27四）。
 - 融資業務に従事する役職員が職務上知り得たその顧客（有価証券の発行会社）の営む事業に係る未公表情報その他の特別な情報で、証券仲介業務に従事する役職員が勧誘するその有価証券に係る顧客（投資家）の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの
 - 証券仲介業務に従事する役職員が職務上知り得たその顧客（投資家）の有価証券の売買等に係る注文動向その他の特別な情報で、その有価証券の発行会社にかかる融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの
- (2) ここでの非公開情報とは次のものをいう。
 - 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの
 - 当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券売買等に係る注文の動向その他の特別な情報

このうち、とは当初案に対するコメントを受けて追加された事項である。銀行等とその親子法人等との間に情報隔壁を設けて、非公開情報の授受を原則禁止するものである。

4. 預金との誤認防止

改正金融機関府令と同時に公布された改正銀行法施行規則では、証券仲介業務で取り扱う有価証券について預金との誤認防止に関する規定が整備されている。

具体的には、証券仲介業務で取り扱う有価証券について次のような規制が課される（銀行法施行規則13の5）。

預金との誤認防止の説明義務

特定窓口での取扱いと誤認防止事項の窓口への掲示

5. 銀行等に証券仲介業務を委託する証券会社に対する規制

改正金融機関府令と同時に公布された改正「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」（以下、行為規制府令）では、銀行等に証券仲介業務を委託する証券会社に対する規制も整備されている。

具体的には、次のような規制が設けられている。

証券仲介業務の委託先の銀行等を通じた大量推奨販売の禁止（行為規制府令4十一、十四の二）
事前に書面による同意を得ることなく、顧客情報を証券仲介業務の委託先の銀行等に提供している、又は委託先の銀行等から取得した顧客情報をを利用して有価証券の売買等を勧誘している状況の禁止（一定の場合を除く、行為府令10十五）

証券発行による調達資金が、親会社・子会社などに対する債務の弁済に充てられることを知りながら、引受人となった証券会社が、その事情を証券仲介業務の委託先の銀行等に告げずに次の証券仲介行為を行わせることの禁止（行為規制 12－）

売買の媒介（証券会社が引受人となった日から 6 ヶ月以内の売却に限る）

募集等の取扱い

6 . 施行期日

銀行等による証券仲介業務解禁は、関連する内閣府令も併せて 2004 年 12 月 1 日から施行されている。